

參考資料

1 用語の説明

(1) 国保データベース（KDB）システム

国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国民健康保険中央会が健診、保健指導、医療等の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータ等を作成、提供するシステム。平成25年10月に稼働開始。（台東区国民健康保険では、平成28年度から導入）

(2) PDCAサイクル

(P D C A cycle、p l a n - d o - c h e c k - a c t cycle)

P l a n（計画）→ D o（実行）→ C h e c k（評価）→ A c t（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

(3) 診療報酬明細書（レセプト）

病院や診療所などの医療機関や調剤薬局で患者が受けた診療（処方）について、保険負担分の医療費を患者が加入している医療保険者（国保等）に請求するときに使用する診療行為等の明細書。

診療（処方）を受けた月ごとに作成され、現在は一部の例外を除き医科・歯科・調剤薬局すべての医療機関は電子化されたレセプトでの請求が義務づけられている。

(4) ジェネリック医薬品（後発医薬品）

これまで有効性や安全性が実証されてきた先発医薬品と同じ有効成分を使用し、品質、効き目、安全性等について厚生労働大臣の承認を受け、国の基準と法律に基づいて製造・販売されている医薬品。先発医薬品に比べて開発費等が少ないために、先発医薬品より医療費が低く抑えられる。

（５） 疾病分類表

日本の疾病罹患の状況を概括できるように推定患者数を基準にして、大分類、中分類及び小分類がそれぞれ独立し、分類表としての形式を統一したもの。

世界保健機関（WHO）が勧告した「疾病及び関連保健問題の国際統計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems（以下「ICD」と略）」との整合性も図られている。

（大分類および中分類の詳細については別表参照）

（６） 腎不全

さまざまな原因により、腎臓の機能が不十分になった状態。

急激に腎臓の機能が低下する急性腎不全と、数か月から数十年の長い年月をかけて腎臓の働きがゆっくりと悪くなる慢性腎不全があり、急性腎不全は腎機能が回復する可能性があるが、慢性腎不全は腎機能が回復する見込みはほとんどなく、進行すると生命の維持に人工透析や腎移植が必須となる。

（７） 人工透析

血液中の老廃物の除去や電解質の濃度調整など腎臓の機能を人工的に代替する医療行為。透析には血液透析療法、腹膜透析療法、HDF療法（血液濾過透析）の３種類ある。

（８） 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。糖尿病、肥満症、高脂血症、高血圧症、歯周病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などがあり、進行すると心筋梗塞や脳卒中などの循環器疾患やがんなど重篤な疾患に発展するリスクが高くなる。

（９） HbA1c（ヘモグロビン・エーワンシー）

赤血球中のヘモグロビンのうち、どれくらいの割合が糖と結合しているかを示す検査値。過去１～２か月間の血糖の状態を示し、糖尿病の判定基準の一つになっている。

（１０） 法定報告

高齢者の医療の確保に関する法律 第142条で報告が義務付けられている、医療保険者から国への特定健康診査および特定保健指導の年度ごとの実施結果。

2 社会保険表章用疾病分類表（121 項目）

大分類	中分類	
I. 感染症及び寄生虫症	0101	腸管感染症
	0102	結核
	0103	主として性的伝播様式をとる感染症
	0104	皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス性疾患
	0105	ウイルス性肝炎
	0106	その他のウイルス性疾患
	0107	真菌症
	0108	感染症及び寄生虫症の続発・後遺症
	0109	その他の感染症及び寄生虫症
II. 新生物	0201	胃の悪性新生物<腫瘍>
	0202	結腸の悪性新生物<腫瘍>
	0203	直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>
	0204	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>
	0205	気管, 気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>
	0206	乳房の悪性新生物<腫瘍>
	0207	子宮の悪性新生物<腫瘍>
	0208	悪性リンパ腫
	0209	白血病
	0210	その他の悪性新生物<腫瘍>
	0211	良性新生物<腫瘍>及びその他の新生物<腫瘍>
III. 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の疾患	0301	貧血
	0302	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害
IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	0401	甲状腺障害
	0402	糖尿病
	0403	脂質異常症
	0404	その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患
V. 精神及び行動の障害	0501	血管性及び詳細不明の認知症
	0502	精神作用物質使用による精神及び行動の障害
	0503	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害
	0504	気分 [感情] 障害 (躁うつ病を含む)
	0505	神経症性障害, ストレス関連障害及び身体表現性障害
	0506	知的障害<精神遅滞>
	0507	その他の精神及び行動の障害
VI. 神経系の疾患	0601	パーキンソン病
	0602	アルツハイマー病
	0603	てんかん
	0604	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群
	0605	自律神経系の障害
	0606	その他の神経系の疾患
VII. 眼及び付属器の疾患	0701	結膜炎
	0702	白内障
	0703	屈折及び調節の障害
	0704	その他の眼及び付属器の疾患

大分類	中分類	
Ⅷ. 耳及び乳様突起の疾患	0801	外耳炎
	0802	その他の外耳疾患
	0803	中耳炎
	0804	その他の中耳及び乳様突起の疾患
	0805	メニエール病
	0806	その他の内耳疾患
	0807	その他の耳疾患
Ⅸ. 循環器系の疾患	0901	高血圧性疾患
	0902	虚血性心疾患
	0903	その他の心疾患
	0904	くも膜下出血
	0905	脳内出血
	0906	脳梗塞
	0907	脳動脈硬化（症）
	0908	その他の脳血管疾患
	0909	動脈硬化（症）
	0911	低血圧（症）
	0912	その他の循環器系の疾患
	Ⅹ. 呼吸器系の疾患	1001
1002		急性咽頭炎及び急性扁桃炎
1003		その他の急性上気道感染症
1004		肺炎
1005		急性気管支炎及び急性細気管支炎
1006		アレルギー性鼻炎
1007		慢性副鼻腔炎
1008		急性又は慢性と明示されない気管支炎
1009		慢性閉塞性肺疾患
1010		喘息
1011		その他の呼吸器系の疾患
ⅩⅠ. 消化器系の疾患		1101
	1102	歯肉炎及び歯周疾患
	1103	その他の歯及び歯の支持組織の障害
	1104	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍
	1105	胃炎及び十二指腸炎
	1106	痔核
	1107	アルコール性肝疾患
	1108	慢性肝炎（アルコール性のものを除く）
	1109	肝硬変（アルコール性のものを除く）
	1110	その他の肝疾患
	1111	胆石症及び胆のう炎
	1112	膵疾患
	1113	その他の消化器系の疾患
ⅩⅡ. 皮膚及び皮下組織の疾患	1201	皮膚及び皮下組織の感染症
	1202	皮膚炎及び湿疹
	1203	その他の皮膚及び皮下組織の疾患

大分類	中分類	
XⅢ. 筋骨格系及び結合組織の疾患	1301	炎症性多発性関節障害
	1302	関節症
	1303	脊椎障害（脊椎症を含む）
	1304	椎間板障害
	1305	頰腕症候群
	1306	腰痛症及び坐骨神経痛
	1307	その他の脊柱障害
	1308	肩の傷害＜損傷＞
	1309	骨の密度及び構造の障害
	1310	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患
XⅣ. 腎尿路生殖器系の疾患	1401	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患
	1402	腎不全
	1403	尿路結石症
	1404	その他の腎尿路系の疾患
	1405	前立腺肥大（症）
	1406	その他の男性生殖器の疾患
	1407	月経障害及び閉経周辺期障害
	1408	乳房及びその他の女性生殖器の疾患
XⅤ. 妊娠、分娩及び産じょく	1501	流産
	1502	妊娠高血圧症候群
	1503	単胎自然分娩
	1504	その他の妊娠、分娩及び産じょく
XⅥ. 周産期に発生した病態	1601	妊娠及び胎児発育に関連する障害
	1602	その他の周産期に発生した病態
XⅦ. 先天奇形、変形及び染色体異常	1701	心臓の先天奇形
	1702	その他の先天奇形、変形及び染色体異常
XⅧ. 症状徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1800	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
XⅨ. 損傷、中毒及びその他の外因の影響	1901	骨折
	1902	頭蓋内損傷及び内臓の損傷
	1903	熱傷及び腐食
	1904	中毒
	1905	その他の損傷及びその他の外因の影響
XXⅠ 健康状態に影響及ぼす要因及び保健サービスの利用	2101	検査及び診査のための保健サービスの利用者
	2102	予防接種
	2103	正常妊娠及び産じょくの管理並びに家族計画
	2104	歯の補てつ
	2105	特定の処置（歯の補てつを除く）及び保健ケアのための保健サービスの利用者
	2106	その他の理由による保健サービスの利用者
XXⅡ. 特殊目的用コード	2210	重症急性呼吸器症候群 [SARS]
	2220	その他の特殊目的用コード
分類外	9999	分類外

3 平成 29 年度 総合健康診査の参考基準値

検査項目		参考基準値		説明
身体測定	BMI (体格指数)	18.5 ~ 24.9		BMIの計算式: 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) ※BMIの数値が高い (25.0 以上) 人は生活習慣病にかかりやすいと言われています。
	腹囲	男性 85 女性 90	cm 未満 cm 未満	内臓脂肪の蓄積度合いを見ています。 ※男性 85cm、女性 90cm が内臓脂肪面積 100 cm ² にほぼ相当する腹囲。
血圧	収縮期血圧	130 mmHg 未満		高血圧状態が長く続くと、血管に負担をかけ様々な疾患をまねきます。
	拡張期血圧	85 mmHg 未満		
脂質検査	HDL-コレステロール	40 mg/dl 以上		脂質異常症に関する検査です。 HDL…善玉コレステロールと呼ばれ、余分な悪玉コレステロール (LDL) を血管内から回収する働きがあります。 LDL…悪玉コレステロールと呼ばれ、量が増えると動脈硬化の発症・進行を促進します。
	LDL-コレステロール	70 ~ 139 mg/dl		
	中性脂肪	149 mg/dl 以下		
肝機能検査	AST (GOT)	10 ~ 40 IU/l		肝臓や心臓などの臓器の細胞の中にある酵素です。細胞が壊れると増加し、肝疾患、心疾患が疑われます。
	ALT (GPT)	5 ~ 45 IU/l		
	γ-GT (γ-GTP)	男性 79 女性 45	IU/l 以下 IU/l 以下	
尿検査	糖	(-)		糖尿病発見の手がかりとなる検査です。
	蛋白	(-)		腎臓や尿路に異常がないかを検査します。
	潜血	(-)		潜血があった場合、尿路の炎症 (腎炎・腎盂炎・膀胱炎など) や結石、腫瘍などが疑われます。
HbA1c		5.9 % 以下		糖尿病に関する検査です。値が高いと糖尿病が疑われます。
血糖値 (空腹時)		70 ~ 109 mg/dl		
クレアチニン		男性 0.60 ~ 1.20 女性 0.40 ~ 0.90	mg/dl mg/dl	体内の老廃物で、腎臓から尿中に排出されています。腎機能が低下すると排出できなくなり、血液中に増加します。
尿酸		6.9 mg/dl 以下		高くなると痛風になったり、腎臓障害を起こします。
抹消血液検査	白血球数	3500 ~ 9700 /mm ³		炎症や感染症などのときに増加します。 赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数が低い場合は、貧血の疑いがあります。
	赤血球数	男性 438 ~ 577 女性 378 ~ 516	万/mm ³ 万/mm ³	
	血色素量	男性 13.6 ~ 18.3 女性 11.2 ~ 15.2	g/dl g/dl	
	ヘマトクリット	男性 40.4 ~ 51.9 女性 34.3 ~ 45.2	% %	
	血小板	14.0 ~ 37.9 万/mm ³		
心電図検査		不整脈や狭心症、心筋梗塞、心筋症、心肥大などの心臓病の兆候等がわかります。		
胸部 X 線検査		肺炎や肺結核などの呼吸器疾患の有無を検査します。		

4 策定検討会設置要綱

台東区国民健康保険データヘルス計画及び 台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画策定検討会設置要綱

平成29年8月1日
29台健国第1047号決裁
平成29年11月9日改正

(設置)

第1条 台東区国民健康保険におけるデータヘルス計画と特定健康診査及び保健指導の第3期（平成30年度から35年度まで）実施計画の策定について検討する、台東区国民健康保険データヘルス及び特台東区国民健康保険定健康診査等実施計画策定検討会（以下「検討会」という）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 現状と課題の抽出
- (2) 目標の設定
- (3) 実施方法
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる委員をもって組織する。

健康部長、企画課長、高齢福祉課長、介護予防・地域支援課長、介護保険課長、健康課長、国民健康保険課長、保健サービス課長

(任期)

第4条 任期は、検討会が第2条に規定する事項の検討を終えたときに満了する。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、健康部長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を総括する。
- 4 副会長は、国民健康保険課長をもって充て、会長を補佐する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(作業部会)

第7条 検討会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、会議が指定した事項について検討事項の整理等を行う。
- 3 作業部会は、国民健康保険課長を長とし、別表に掲げる関係組織の係長級職員等で構成する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、国民健康保険課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

別表

関係組織
企画課
高齢福祉課
介護予防・地域支援課
介護保険課
健康課
国民健康保険課
保健サービス課

5 策定検討会名簿及び策定検討会等開催経過

○台東区国民健康保険データヘルス計画及び台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画策定検討会名簿

役 職	氏 名	所 属・職 層
会 長	清古 愛弓	健康部長
副会長	鈴木 慎也	国民健康保険課長
会 員	前田 幹生	企画課長
会 員	吉本 由紀	高齢福祉課長
会 員	福田 健一	介護予防・地域支援課長
会 員	西澤 栄子	介護保険課長
会 員	小澤 隆	健康課長
会 員	松本 加代	健康部参事（保健サービス課長）

以上 8名

○台東区国民健康保険データヘルス計画及び台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画策定検討会等開催経過

開催日	主な議題
平成 29 年 10 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区国民健康保険データヘルス計画・台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）の策定について ・台東区特定健康診査等実施計画（第2期）の実績について ・台東区国民健康保険データヘルス計画・台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）（中間のまとめ）（案）について ・スケジュールについて
平成 29 年 11 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区国民健康保険データヘルス計画・台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）（中間のまとめ）（案）の修正について
平成 30 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・台東区国民健康保険データヘルス計画・台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）（案）について

